

## DVによる別居と遺族年金の支給

（令和元年12月19日判決  
東京地方裁判所平成30年〔行ウ〕第322号  
賃金と社会保障1755号32頁〔確定〕）

菊池 馨実\*

### I 事実の概要

(1) X（原告）は昭和21年生まれ的女性であり、昭和44年10月にA（昭和15年生まれ）と婚姻し、兩名の間には、昭和45年にB（長女）とC（長男）が出生した。Xは婚姻後、Aと同居し専業主婦として生活していたが、平成15年5月、Aによる暴力に耐えかねて自宅を出て、以後、Aが死亡するまで同人と同居することはなかった。

(2) Aは、平成6年5月に万引きした疑いで逮捕され、起訴猶予となった。その後Aは、平成24年10月に銀行で職員に暴行を加え、平成25年3月には女性に暴行したとの罪で、H地方裁判所において、懲役1年4月執行猶予4年の有罪判決を受けた。さらにAは、同年12月にスーパーマーケットで店員に暴行したとの罪で、平成26年2月、同裁判所において懲役1年2月の有罪判決を受け、同判決は控訴審における棄却判決を経て確定したため、上記の執行猶予が取り消され、平成28年8月下旬までI刑務所で服役した。

(3) Aは、昭和34年に入社したE会社で上記の逮捕・起訴猶予後の平成6年6月末まで勤務した後、同年7月からF会社に勤務し、平成23年4月末に定年退職した。

(4) Aは、B及びCが出生した頃からXに対し暴力を振るうようになり、平成2年頃からXやBに対し頻繁に暴力を振るうようになった。B及びCが

就職などのため家を出た後、Xは平成11年1月、Aにより顔面を殴打され、全治1か月を要する鼻骨骨折の障害を負った。その後も、XはAの暴力により身の危険を感じ、複数回にわたり家出したことがあった。平成15年5月14日、XはAから激しい暴力を受けた上、「明日はバットを持ってきてたたき殺すから、がん首洗って待っておけ。」と言われ、生命の危険を感じ、翌15日にAが外出している隙にBに迎えに来てもらい、Aとの別居生活を開始した。

(5) 別居開始後、Xは実家やB、Cの家などに身を寄せるなどしていた。その間、平成15年6月に市の弁護士相談で、Aの暴力について相談したところ、別居して身を守ることを優先すべきとの助言を受け、XはAとの別居が長期化してもやむを得ないと覚悟した。Aが健康保険に加入していなかったため、自ら加入の必要性を感じたXは、平成16年4月に住民票上の住所をCの住所に移した。別居開始後、Xは生活を自らの老齢基礎年金のほか、Aの口座から引き出した預貯金などで賄っていた。XがAと直接会ったり電話で話したりすることはなく、離婚に向けた働きかけをすることもなかった。

(6) Aは、平成28年8月下旬にI刑務所を出所した後、同月21日頃から同月31日頃までの間に自宅で死亡した。Aの死亡は9月6日に発見され、死亡の届出はXによってなされた。Xは、同年10月12日、Aを被保険者とする遺族厚生年金の裁定請求（本

\* 早稲田大学法学学術院 教授

件裁定請求)を行った。これに対し、処分行政庁(厚生労働大臣)は、同年11月30日、XがAの死亡当時に同人によって生計を維持していた遺族とは認められないとの理由で、Xに対し遺族厚生年金を支給しない旨の処分(本件不支給処分)を行った。社会保険審査官への審査請求及び社会保険審査会への再審査請求がいずれも棄却された後、XがY(被告国)を相手取って、本件不支給処分の取消しとともに、厚生労働大臣が本件裁定請求に係る遺族厚生年金の支給裁定をすることの義務付けを求めて訴えに及んだのが本件である。

(7) なおXは、Aの妻として自己の老齢基礎年金へ加算される振替加算の請求をしたところ、平成30年4月5日付で、Xが65歳に達した平成23年11月当時においてXとAとの間に生計維持関係があったと認められることを前提に、同年12月に遡って振替加算の認定がなされている。

## II 判旨

### 請求認容

(1)「厚年法59条1項が、遺族厚生年金を受けることができる遺族について、被保険者等の死亡当時、その者によって生計を維持したものであることを要する(生計維持要件)としているのは、被保険者等の死亡によって生計の途を失う者は生活保障の必要性が高いため、これを遺族厚生年金の支給対象として保護しようとするものと解される。」

厚年法59条4項の委任を受けて定められた同法施行令3条の10は、「同条に定める生計同一要件及び収入要件を満たす配偶者は生計維持要件に該当する旨を規定しており、同条がこのように定めているのは、被保険者等と生計を同じくし、かつ一定の収入以下である配偶者は、通常、被保険者等の収入によって生計を維持していたものと推認することができることを前提に、被保険者等の収入の具体的金額や、それが当該配偶者の生計を維持する上でどの程度の割合を占めていたか等を問わず、生活保障の必要性があるものとして生計維持要件該当性を認める趣旨であると解することがで

きる。」

「なお、生計同一要件等の認定に係る行政庁の運用指針を定める……認定基準①ウ(イ)は、『単身赴任、就学又は病気療養等のやむを得ない事情により別居しているが、生活費、療養費等の経済的な援助が行われていることや、定期的に音信、訪問が行われていることといった事実が認められ、その事情が消滅したときには、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき』であれば生計同一要件を満たすものとし認定し得ることとしているが、これは、当該配偶者が被保険者等と別居し、住民票上の世帯及び住所も別にして生計同一要件を満たすと評価できる典型的な場合について定めたものというべきであり、夫婦の在り方にも様々なものがあり得ることに照らせば、生計同一要件を満たすと評価される場合を認定基準①に定める場合に限定するのは相当ではない。この点、認定基準総論ただし書において、認定基準の定めに従うことにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、認定基準の定めによらずに認定すべきものとしているのは、以上に説示したところと同旨をいうものとして正当というべきである。」

(2)「本件において、Xは、被保険者であるAの死亡当時、同人と住民票上の世帯又は住所を同一にしておらず、起居を共にしていたとも認められないため、それでもなお生計同一要件を満たすと評価できる事情があるといえるか否かについて、上記(1)のような観点から検討する。」

「①XがAとの別居を開始したことはやむを得ない事情によるものであり、別居が長期間に及んだことも相応の理由に基づくものといえるところ、②別居中のXの生計を維持するには、Xの年金収入およびCやB等による経済的援助だけでは足りず、Aの収入から得られた財産(同居時貯蓄金及び別居時持出金)を用いることが不可欠であったものであり、Xが持ち出すなどした金銭を生活費に充てることについてはXも黙認していたものである。また、③長期間に及ぶ別居にもかかわらず、X又はAのいずれからも離婚に向けた働きか

けがされたことはなく、そのほかの両名の行動に照らしても、XとAとの婚姻が形骸化し、婚姻が解消されたのと同様の状態にあったとは評価することができない。これらの事情に照らせば、Xは、別居中も、Aとの婚姻関係を基礎として、同人の収入によって生計を維持していたものということができるから、Aの死亡当時同人と生計を同じくしていた（生計同一要件を満たす）ものと評価するのが相当である。」

（3）「以上によれば、Xについては、厚年法施行令3条の10に定める生計同一要件及び収入要件のいずれも満たすものと認められ、したがって、厚年法59条1項にいう生計維持要件を満たすものと認められるから、同項に定める遺族厚生年金を受けることができる遺族に該当する。そうすると、Xがこれに該当しないことを理由として遺族厚生年金を支給しないものとした本件不支給処分は違法であり、取り消されるべきである。」

以上に加えて、本件裁定請求に係る遺族厚生年金の支給裁定の義務付けを求める訴えについても、厚生労働大臣（処分行政庁）に対し、本件裁定請求に係る遺族厚生年金の支給裁定をすべき旨を命ずるのが相当であるとして、これを認容した。

### Ⅲ 検討〔結論賛成〕

#### （1）はじめに

本件は、夫の暴力（いわゆるドメスティックバイオレンス〔DV〕）から逃れるため長期間にわたり別居生活を送っていた妻が、夫の死亡による遺族厚生年金の裁定を求めたのに対して、厚生年金保険法（以下厚年法）59条1項にいう「被保険者の死亡の当時、その者によって生計を維持したものの」（生計維持要件）に該当しないとして不支給とした処分の適法性を争い、処分の取消と支給裁定の義務付けがともに認められた事案である。

従前より、遺族年金の不支給処分が裁判所で争われた事例は少なくない。そうした中で本件は、DVを背景とした紛争である点、なかでも別居してから13年間という相当長期にわたった事案で不

支給処分が取り消された点に特色がある。

以下では、本件との関連で法令等の定めを確認した後（2）、遺族年金の不支給処分をめぐる従来の判例・裁判例の動向を概観したうえで（3）、Xの請求を認容した本判決の評価を行う（4）。

#### （2）本件に関連する法令等の定め

本件で争点となっている遺族厚生年金の支給要件は、大別して二つに分けられる。

第1に、被保険者又は被保険者であった者が厚年法58条1項1号ないし4号のうちいずれかに該当することである（厚年58条1項）。本件との関連では、「老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき」（いわゆる長期要件。4号）への該当性が問題となる。

第2に、遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母……であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時……その者によって生計を維持したものとされている（同59条1項）。このようにいわゆる生計維持関係の存在が必要である（生計維持要件）。この要件を設けた趣旨は、本判決によれば、「被保険者の死亡によって生計の途を失うものは生活保障の必要性が高いため、これを遺族厚生年金の支給対象として保護しようとするもの」と述べられている。

法59条4項によれば、生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定めるものとし、政令に委任している。そして、これを受けた法施行令3条の10は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時「その者と生計を同じくしていた者」（生計同一要件）であって「厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者」（収入要件）以外のものその他これに準ずるものとして厚生労働大臣の定める者と規定している<sup>1)</sup>。この「厚生労働大臣の定め」として実務上重要な役割を果たしてきた通知が、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いに

ついて」であり、昭和61年に発出したもの（以下、旧通知）を廃止し、新たに平成23年に発出された（以下、本通知）<sup>2)</sup>。

本件との関連では、収入要件充足性については争いがなく、法施行令3条の10にいう生計同一要件該当性が争点となっている。

本通知によれば、生計同一に関する認定要件につき、ア 住民票上同一世帯に属しているとき、イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき、ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき、が列挙されており、ウに関して、（ア）現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき、（イ）単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき、が挙げられている（傍線筆者）。さらに上記の「次のような事実」として、（ア）生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること、（イ）定期的に通信訪問が行われていること、が挙げられている。

他方、本通知は総論部分で、「ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。」との例外条項（本判決にいう「認定基準総論ただし書」）を設けており、柔軟な判断の余地を認めている。その意味で、本通知の定めが全体として法令の委任の範囲を超えているとは解されない<sup>3)</sup>。

### （3）遺族年金の不支給をめぐる裁判例

遺族年金の不支給をめぐることは、従来から一定の裁判例の蓄積がみられる。なかでも多くの裁判が提起されてきたのは、「配偶者」該当性（配偶者要件）にかかわる紛争であった。年金各法は遺族の生活保障を目的とすることから、遺族年金の支給対象となる「配偶者」（厚年59条1項）には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むとされている（同3条2項）。ここにいう事実上の婚姻関係とは、いわゆる内縁関係が存在する場合の内縁関係上の当事者をいう<sup>4)</sup>。ただし、この点をめぐって法的紛争が生じ、一定の判例法理が形成されている。

第1に、法律上の婚姻関係が解消されていない状態で事実上の婚姻関係が存在しない、いわゆる重婚の内縁関係の事案がある。この点につき、最高裁は、「戸籍上届出のある配偶者であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、もはや右遺族給付を受けるべき配偶者に該当しない<sup>5)</sup>」とし、戸籍上の妻との関係に着目した判断枠組みを示した。その後最高裁は、同様の判断枠組みを前提として、事実上の婚姻関係にあった者からの請求を認容している<sup>6)</sup>。

第2に、いわゆる近親婚など反倫理的な内縁関係にあるものを含むかにつき、最高裁は、叔父と姪という傍系血族3親等の内縁につき、一般論としては反倫理性、反公益性の観点から配偶者性を否定しながらも、例外的に特段の事情があるとして配偶者性を認める旨の判断を行った<sup>7)8)</sup>。

これに対し、生計維持要件をめぐることは、収入

<sup>1)</sup> 施行令3条の10の趣旨につき、本判決は、「被保険者等と生計を同じくし、かつ一定の収入以下である配偶者は、通常、被保険者等の収入によって生計を維持していたものと推認することができることを前提に、被保険者等の収入の具体的金額や、それが当該配偶者の生計を維持する上でどの程度の割合を占めていたか等を問わず、生活保障の必要性があるものとして生計維持要件該当性を認める」ところに求めている。

<sup>2)</sup> 平成23年3月23日年発0323第1号（日本年金機構理事長あて厚生労働省年金局長通知）。

<sup>3)</sup> 従来の裁判例も、認定基準の定めが法令に照らして合理的なものであるとしている。最近のものとして、大阪地判平30・6・21裁判所ウェブサイト、大阪地判令2・1・16裁判所ウェブサイト、東京地判令1・10・15判例集未登載（LEX/DB文献番号25580344）、東京地判令2・6・30判例集未登載（LEX/DB文献番号25584651）。

<sup>4)</sup> 東京地判昭63・12・12行集39巻12号1498頁、東京地判平元・9・26訟月36巻6号1080頁。

<sup>5)</sup> 最1判昭58・4・14民集37巻3号270頁（農林漁業団体職員共済組合法）。

<sup>6)</sup> 最1判平17・4・21集民216号597頁（私立学校教職員共済法）。

要件の適法性が争われ、適法とされた裁判例がある<sup>9)</sup>。本通知によれば（国民年金法においても同様）、生計維持認定対象者に係る収入の認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額（年額850万円以上）の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当するものとする旨規定し、ア 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であること、イ 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること、といった基準を設けている。ただし、エ 定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められることも基準として挙げられており、金額のみによって形式的に判断されるわけではない。したがって、この基準に依拠してなされた不支給処分が争われる事例も稀ではなく、適法とされた裁判例<sup>10)</sup>のほか違法とされた裁判例<sup>11)</sup>もある。

次に、本件と同様、生計同一要件の充足性が争われた事案も少なくない<sup>12)</sup>。以下では、本件と同様、DVが契機となった本通知発出下の事案を紹介しておきたい<sup>13)</sup>。

① 名古屋地判平27・3・19裁判所ウェブサイト

本件は住民票上同一世帯のまま、精神的に不安定で自殺未遂を企てた亡夫（平成23年1月死亡〔自殺〕）からのDVを機に、平成22年9月から一時保護施設に入所し、その後母子生活支援施設で避難生活を送った妻子の事案である。

裁判所は、1. 避難に至った事情、2. 死亡までの期間が4か月にとどまること、3. 避難にあたり預貯金を持ち出し当座の生活費として費消したこと、4. 避難後就職し、月額15万円の手取り収入を得て母子生活支援施設で暮らしていたもので、経済的自立とは程遠かったこと、5. DV被害者として亡夫との間に音信等はなかったものの、亡夫は同居を強く望み、DV講習会に参加するなど妻子の出奔の原因を解消しようと努めていたこと、6. 子どもが亡夫との同居を望んでいたこと等を指摘した上で、妻らは、避難生活開始後も、夫婦共有財産の持ち出しという形で亡夫の収入等から生活費等の出捐を受けており、亡夫の死亡当時も、その収入等からの出捐を得られなければ生計の維持に支障を来すこととなる関係にあったとし、遺族基礎年金不支給決定取消請求を認容した。

② 仙台高判平28・5・13判時2314号30頁

本件は亡夫の激しい暴力・負傷を契機に平成20年1月別居に至り、平成24年4月夫が死亡するまで

<sup>7)</sup> 最1判平19・3・18民集61巻2号518頁（厚生年金保険法）。本判決は、直系血族間、2親等の傍系血族間の内縁関係に配偶者性を認める余地を残していない。同判決後、配偶者性を認めた判決として、大阪地判令2・3・5裁判所ウェブサイト（養親子関係）。

<sup>8)</sup> 今後は、同性婚を「配偶者」に含めることができるかが争点となると思われる。名古屋地判令2・6・4判時2465＝2466号13頁では、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号にいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」にあたらないとされた。同判決では、配偶者該当性を認めるためには、同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念の形成を要する旨判示されている。

<sup>9)</sup> 東京高判平15・10・23訟月50巻5号1613頁（国民年金法）。

<sup>10)</sup> 東京地判平29・1・13判例集未登載（LEX/DB文献番号25537811。公立高校教諭の公務員給与削減）、東京地判令元・7・12裁判所ウェブサイト（市会議員の任期満了）、東京地判令元・12・6判例集未登載（LEX/DB文献番号25583330。早期退職と実母の介護）。

<sup>11)</sup> 東京地判平30・4・18裁判所ウェブサイト（社外取締役の退任）。

<sup>12)</sup> 本文で紹介する裁判例のほか、近時の事案で原告の請求を認容したものとして、東京地判平28・2・26判時2306号48頁、福岡高判平29・6・20判時2399号3頁、東京地判令2・6・30判例集未登載（LEX/DB文献番号25584651）、同様に棄却したものとして、東京地判平27・5・15判例集未登載（LEX/DB文献番号25530122）、大阪地判令2・1・16裁判所ウェブサイトなど。

<sup>13)</sup> 紙幅の都合上、判旨を紹介できないものの、本通知の発出前後で生計同一要件の内容自体は変わっていないため、旧通知下の事案も先例として参考になる。広島高判平21・10・1判例集未登載（原審を覆して生計維持要件充足性を否定した例）、東京地判平23・11・8判時2175号3頁（生計維持要件充足性を認めた例）。

別居が継続していた事案で、未支給年金等不支給決定取消請求を認容した裁判例である。

裁判所は、1. 亡夫との別居の事情等（激しい暴力があったことなど）、2. 亡夫からの経済的援助（平成22年末頃までは相応の経済的援助がなされていたなど）、3. 定期的な音信、訪問の有無（夫婦間の音信はほぼ途絶えていたものの、妻と同居していた子が毎月亡夫と会って近況を伝えていたことなど）、4. 別居解消の可能性（夫が末期がんでホスピス治療を受けている間、頻繁に病院を訪れ看病したことなど）といった諸事情を総合考慮し、生計同一性を認めることができるとして不支給処分を違法とした。

### ③ 大阪地判平30・6・21裁判所ウェブサイト

本件は妻がDVにより平成19年5月入院し、その後一時保護され、自立支援センターに入所した事案である。同年8月DV防止法による保護命令が出され、平成19年9月に転居し生活保護受給に至り、夫は平成25年に死亡した。

裁判所は、認定基準の例外条項該当性について判断し、別居期間が約6年1か月もの長期間にわたる上、この間、経済的な援助はなく、亡夫に対し経済的援助を求めたこともなく、妻は自ら生活保護を申請し、これを受給して生活していたこと、亡夫の死亡時において、妻との関係が改善していたとはいえ、別居が解消される可能性があったとは認められないことなどからすると、妻が亡夫による暴力から逃れるため別居するに至った経緯等を十分に考慮してもなお、亡夫の死亡当時、妻が亡夫と消費生活上の家計を一つにしていると認められる状況にあったとはいえ、例外条項により生計同一関係に該当すると認めることはできないと判示した。DVによる別居の経緯を考慮しつつも、1. 亡夫からの経済的援助（援助がなく自ら生活保護受給により生活していたこと）、2. 別居解消の可能性（亡夫が入院中も連絡を取らず、死亡時点でも亡夫に強い恐怖心を抱いていたことな

ど別居解消の可能性がなかった）に着目した判断を行ったものとみられる。

### （4）本判決の検討

本判決では、判旨（1）において、厚年法59条1項に定める生計維持要件の趣旨と、同条4項の委任を受けて定められた同法施行令3条の10の趣旨<sup>14)</sup>に触れた上で、「なお書き」において認定基準の定め の正当性に言及し、その後、判旨（2）冒頭部分において、「XがAの死亡当時、同人と住民票上の世帯又は住所を同一にしておらず、起居を共にしていたとも認められないため、それでもなお生計同一要件を満たすと評価できる事情があるといえるか否かについて、上記（1）のような観点から検討する」との判示につなげているようにみられる。「住民票上の世帯又は住所を同一にしておらず、起居を共にしていたとも認められない」との表現は認定基準を意識しているようにみられるが、同表現は「なお書き」での判示部分であるため、基本的にはあくまで法施行令3条の10の解釈問題として、生計同一要件を満たすか否かにつき判断を下した判決と位置付けられる。

このことは、判旨（2）の後段部分において、Yの主張に依って、「本件の事情の下において、これらの経済的援助や音信等がないからといって生計同一要件を認めないとするのは、厚年法施行令3条の10の解釈適用を誤るものといわざるを得ない」と判示していることに加えて、それに続く判示部分において、再度「なお書き」により、「なお、……本件は認定基準総論ただし書の場合にもあたるものといえることができる」としていることから窺い知ることができる。つまり本判決は、認定基準の適法性を前提としたうえで、同基準へのあてはめにより結論を導き出すとの論理構成をとった裁判例<sup>15)</sup>とは異なる判断過程を経て、結論を導いたものと評価することができる。

ただ本判決では、上述した判旨（2）冒頭部分に

<sup>14)</sup>（注1）参照。

<sup>15)</sup> 本文（3）で紹介した③判決（大阪地判平30・6・21）のほか、従来の裁判例の中には、本判決の構成と異なり直接的に本通知の例外条項該当性の問題として扱ったものが少なくない。（注12）に掲げた裁判例でも、東京地判平28・2・26、大阪地判令2・1・16、東京地判令2・6・30がこれにあたる。

において、「上記（1）のような観点から検討する」と述べているものの、具体的にどのような観点が必ずしも明確でない。この点については、結局のところ、生活保障の必要性という厚年法59条1項及び法施行令3条の10の根底にある趣旨自体に依拠せざるを得ないのではないかと思われる<sup>16)</sup>。

次いで本判決は、判旨（2）後段部分において、本件で生計同一要件を満たすと評価できる事情の有無について検討を行い、「Xは、別居中も、Aとの婚姻関係を基礎として、同人の収入によって生計を維持していたものということができるから、Aの死亡当時同人と生計を同じくしていた（生計同一要件を満たす）ものと評価するのが相当である」と結論づけた。

こうした結論を導くにあたって本判決が挙げている具体的事情は3点である。①別居を開始し、それが長期に及んだ事情（すなわちAによる一連のDV）、②別居中の生計維持のため、Aの収入から得られた財産が不可欠であったこと（さらにその利用についてAも黙認していたこと）、③X及びAのいずれからも離婚に向けた働きかけがされたことがなく、そのほかの行動に照らしても婚姻が形骸化し、解消されたのと同様の状態にあったと評価できないこと、である。以下、それぞれにつき敷衍しておきたい。

まず①では、Aによる長年にわたる家庭内暴力（DV）が、XがAと生計を同一にすることを妨げた事情として勘案されている。被保険者たる亡夫が家出し、事実上の婚姻関係を新たに形成する重婚的内縁関係の事案と異なり、たとえ暴力がもたら亡夫に帰責されるべき（換言すれば妻に非がない）ものであったとしても、遺族厚生年金裁定請求者たる妻自らが家出し、別居の状態を作出したことの評価が一応問題となり得る。この点につい

ては、妻の行為による別居がDVからの避難という合理的理由によるものであり、度重なる暴力がなければなおも生計を同一にしていたであろうと推認できることが、生計同一要件の充足を認める方向での判断要素として評価できるのではないかと思われる。

ただし、この要素は、基本的には自らの作為による別居が受給資格取得の妨げにならないという消極的意味合いにとどまる。つまり生計同一要件の充足を認めるためには、それを積極的に根拠づける事情が別途必要である。そして②が、これに相当する要素といえる。別居がAの暴力に起因するものであったとしても、XがAの死亡当時、一定程度生計を維持されていたという関係になれば、「生活保障を必要とする被保険者等の配偶者を保護しようとする厚年法59条1項の趣旨に沿う」（本判決の判示）とはいえないからである。仮にまったく経済的にAに依存せずに生活できているのであれば、遺族年金を必要とする生活保障ニーズがあるとはいえない。したがって、総合判断における判断要素のひとつとしてであれ、②の要素を勘案し、Xの年金収入およびB及びC等による経済的援助だけでは足りない部分を、Aの黙認の下、同人の収入から得られた財産から充当していた点に本判決が着目したのは適切と思われる。生計同一要件該当性が争われた従来の裁判例においても、経済的依存関係に着目した判断がなされているものは少なくない<sup>17)</sup>。

これに対し、婚姻が形骸化し、解消されたのと同様の状態にあったか否かに着目する③はどのように理解すればよいのだろうか<sup>18)</sup>。この部分は、「戸籍上届出のある配偶者であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのないと

<sup>16)</sup> 前掲③判決（注15）では、施行令3条の10につき、「配偶者において、被保険者等の死亡により援助等を失えば、その生計の維持に支障を来していたであろうという関係にある場合には、厚年法59条1項という生計維持関係を満たすことを定めたもの」との理解を示している。

<sup>17)</sup> 例えば、前掲・大阪地判令2・1・16（注12）は、例外条項該当性につき、個別の具体的事情に基づき当該配偶者等の消費生活上の家計と被保険者等の消費生活上の家計とが経済的な一体性を有していた程度という観点から、社会通念に照らして判断すべきであるとしている。前掲・東京地判令2・6・30（注12）も、例外条項の意義につき、生計同一要件に該当するとはいえないものの、被保険者等に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろうという関係が認められる事案において適用されることが想定されているものと判示している。

き」にあたるかという配偶者性に係る最高裁判決の判断基準を想起させる。ただし、本判決でXの配偶者性は当事者間に争いが無いと判示されている。このことは、配偶者であることを前提に生計維持要件ないし生計同一要件充足性を判断する際にも、②で挙げた経済的側面以外の婚姻関係全体の状況に着目した判断を行う必要性を示唆している。

通常、②と③は相互に関連しており、特に②で一定の経済的な依存関係が認められれば③の形骸化を否定する有力な事情となり得、総合判断としても生計同一要件を認める方向に作用すると思われる。これに対し、②の要素が死亡時に近接した時期に強く認められなくても、生活保障の必要性という厚年法59条1項及び法施行令3条の10の根底にある趣旨に鑑みて、総合判断の中でそのほかの諸事情をも勘案し、生計同一要件を認めるべき場合があり得る<sup>18)</sup>。

従来裁判例においても、避難開始から夫の死亡まで4か月にとどまり避難生活を送っていたにすぎないこと<sup>20)</sup>、亡夫がDVの講習会に参加するなど妻子の出奔の原因を解消しようと努めていたこと<sup>21)</sup>、母(妻)と同居する子が父(夫)との同居を望んでいたり父と定期的に会って母の状況を伝えていたこと<sup>22)</sup>、夫が亡くなる間際に看病するなど別居解消の可能性があったこと<sup>23)</sup>等を、生計同一要件を認める方向での積極的要素として勘案して

いる。

本件では、①につき、Aによる一連のDVに係るやむを得ない事情があることに加えて、②につき、別居中の生計維持のため、Aの収入から得られた財産を取り崩すことが不可欠であり、その利用についてAも黙認していたことから、一定の経済的依存関係の存在が認められること、③につき、X及びAのいずれからも離婚に向けた働きかけがされたことがなく、そのほか両者の一連の行動(Aが逮捕された際に妻として警察署を訪問し、XがAの死亡の届出を行い、自ら喪主として葬儀を行い、葬儀費用を負担したこと、AもXが配偶者であることを前提に老齢厚生年金に係る加給年金額の支給を受け、所得申告において配偶者控除を受け、X及びAを加入名義人とした葬儀保険に加入し保険料を払っていたことが認められる)など、婚姻が形骸化し、解消されたのと同様の状態にあったとまではいえないこと、以上を総合勘案すると、別居期間が13年を超える長期にわたっていたとはいえ、生計同一要件該当性を認めた本判決の結論は妥当である<sup>24)</sup>。

なお本判決は、義務付け請求を認容した。この点については既に先例があり<sup>25)</sup>、特段問題ないと思われる。

<sup>18)</sup> 本判決と同様、生計同一要件の該当性判断において、婚姻関係が実体を失って形骸化した状態が固定化したといえるかに着目した裁判例として、前掲・福岡高判平29・6・20(注12)。

<sup>19)</sup> この点、本文(3)で紹介した①判決(名古屋地判平27・3・19)において、「別居期間の長短、別居の原因やその解消の可能性、経済的な援助の有無や定期的な音信・訪問の有無等を総合的に考慮して、上記関係(生計維持関係-筆者)の有無を判断すべきである。」「そして、……生計維持関係の判断に当たっては、被保険者等の死亡時という一時点の事情のみでなく、同時点を中心としつつもある程度の幅を持った期間の事情を考慮することも許容されている」と判示されているのが参考になる。

<sup>20)</sup> 同上。

<sup>21)</sup> 同上。

<sup>22)</sup> 同上及び本文(3)で紹介した②判決(仙台高判平28・5・13)。

<sup>23)</sup> 前掲・仙台高判平28・5・13(注22)。

<sup>24)</sup> ③に関連して、夫婦における生計同一要件充足性の判断においては、事実的要素のみならず、婚姻費用分担義務の存否そのほかの規範的要素を含めて判断すべき場合がある旨述べる裁判例がある。前掲・仙台高判平28・5・13(注22)。しかし、主たる生計維持者の死亡に際しての生活保障という遺族年金の趣旨からすれば、殊更に規範的要素を強調するのは適切でない。

<sup>25)</sup> 東京地判平31・3・14判例集未登載(LEX/DB文献番号25580927。国家公務員共済組合法)、東京地判平28・2・26判時2306号48頁(厚生年金保険法)



#### Ⅳ むすびにかえて

本判決言い渡し前の令和元年10月3日、事務連絡（厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」が発出された。

この事務連絡では、以下のように記載していた。

1 被保険者等の死亡時において以下の①から④までのいずれかに該当するために被保険者等と住民票上の住所を異にしている者については、DV被害者であるという事情を勘案して、被保険者等の死亡時という一時点の事情のみならず、別居期間の長短、別居の原因やその解消の可能性、経済的な援助の有無や定期的な音信、訪問の有無等を総合的に考慮して<sup>26)</sup>、通知（平成23年2月23日付け年発0323第1号「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」）3（1）①ウ（イ）に該当するかどうかを判断する。

- ①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）に基づき裁判所が行う保護命令に係るDV被害者であること。
- ②婦人相談所、民間シェルター、母子生活支援施設等において一時保護されているDV被害者であること。
- ③DVからの保護を受けるために、婦人保護施設、母子生活支援施設等に入所しているDV被害者であること。
- ④公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書等を通じて、①から③までの者に準ずると認められるDV被害者であること。

2 1の①から④までに該当するかどうかについては、裁判所が発行する保護命令に係る証明書、公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証

明書を通じて、確認を行う。

3 DV被害に関わり得る場合であっても、一時的な別居状態を超えて、消費生活上の家計を異にする状態（経済的な援助も、音信も訪問もない状態）が長期間（おおむね5年を超える期間）継続し固定化しているような場合については、原則として、通知3（1）①ウ（イ）に該当していないものとして取り扱う。

3（3）で取り上げたDV関連裁判例①ないし③<sup>27)</sup>、そして本判決と照らし合わせた場合、1の総合判断にあたって挙げられている考慮要素はおおむね妥当であるものの、DV防止法に基づく法的措置などDV被害者であることが公的に確認し得ることが前提となっており、直接の射程は限定的であった。

原告の請求を認容した裁判例①（亡父の死亡まで4か月）、②（同じく4年3か月）と、棄却した③（同じく少なくとも5年3か月以上）を期間的に分けると<sup>28)</sup>、おおむね5年という基準が導き出されるのも一見不合理ではないようにみえるものの、これらの裁判例は別居ないし避難期間を唯一の（あるいは有力な）判断基準として結論に至ったわけではない（本件は別居後亡夫の死亡まで13年以上経過した事案である）。「原則として」本通知に該当していないものとして取り扱う旨記載されており、例外を認めない趣旨ではないものの、期間の例示は年金事務所窓口での職員対応の際の基準として誤解を与えかねない懸念があった<sup>29)</sup>。

こうした観点も踏まえ、令和3年9月にこの事務連絡を廃止し、同じタイトルの新たな通知が発出されるに至った（令3・9・1年管管発0901第1号）。基本的に令和元年事務連絡の内容に則りつつ、一部修正を行っている。

主な修正点は、以下の通りである。

1④を新設し（従来の④は⑤に繰り下げ）、「④DVを契機として、秘密保持のために基礎年金番

<sup>26)</sup>（注19）参照。

<sup>27)</sup> 旧通知下の（注13）掲記の裁判例を含む。

<sup>28)</sup> さらにいえば、前掲・広島高判平21・10・1（注13）は6年近くで請求棄却、前掲・東京地判平23・11・8（注13）は1年1か月で請求認容であった。

<sup>29)</sup> 令和3年3月に行われた本判例研究をめぐる研究会報告でも、筆者はこの点を指摘していた。

号が変更されているDV被害者であること。」を追加した。

2を「1の①, ②, ③及び⑤に該当するかどうかについては, 裁判所が発行する保護命令に係る証明書, 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金, 厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」(平成19年2月21日庁保険発第0221001号)の別紙1をいう。), 住民基本台帳事務における支援措置申出書(相談機関等の意見等によってDV被害者であることが証明されているものに限る。)の写し又は公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書を通じて, 確認を行う。なお, 1の④に該当する場合は, 証明書を通じた確認は不要とする。」と改めた。

3の末尾に但書を付し, 「ただし, 長期間(おおむね5年を超える期間)となった別居期間に於いて, 経済的な援助又は音信や訪問が行われている状態に準ずる状態であると認められる場合には,

この限りではない。」との一文を加えた。

新たに4を起し, 「1から3までの規定により生計同一認定要件の判断を行うことが実体と著しく懸け離れたものとなり, かつ, 社会通念上妥当性を欠くこととなる場合にあっては, 1から3までの規定にかかわらず, 当該個別事案における個別の事情を総合的に考慮して, 被保険者等の死亡の当時その者と生計を同じくしていたかどうかを個別に判断する。」とした。

認定を基礎づける公的証明書等の範囲を広げるとともに, 別居期間が長期間にわたる場合や, 1から3に直接該当しない場合も, 個別判断により認定すべき場合があることを明示したことは, 相談窓口での機械的な対応によりそもそも請求に至らないリスクを回避し得るという意味で, 本稿の立場からしても有意義な通知発出として評価したい。

(きくち・よしみ)